事前に提出のあったご意見・ご質問(調査票(案)以外の事項について)

調査票(案)以外に関する事項について、次のとおり意見の提出がありました。

- 対面を原則として、場合によっては調査票の返送も認める、という調査方法について、調査協力を得られ やすくするため、インターネット回答等も設けるべき、といった要望を踏まえて議論した際、野崎委員より、 調査員が丁寧に趣旨説明できる対面での回答と、インターネット等による回答では、回答の質に有意な差が 認められる懸念があり、調査員による調査を前提とした調査票の質問の構成がそもそも複雑なので、インタ ーネット等による調査では、質問の構成を見直す必要がある、という重要なご指摘があった。
- 〇 他方で、本調査の今後の持続可能性の観点から、調査にご協力いただく時間的・心理的負担を軽減し、少しでもご協力を得やすくする対策も必要になると考えられる。
- 〇 そこで、今回調査では、事前調査で把握できた母集団から抽出する調査対象世帯を、既存の調査方法によるもの300世帯に加えて、同じ質問票についてインターネット等で回答いただく150世帯(社会調査・統計学の専門的見地から比較検討に十分な世帯数)とし、双方の回答の質に有意な差が認められるかどうかを確認するのが望ましいのではないか。なお、新規方法による回答は、今回の調査結果には算入しない。
- 回答の質に有意な差が認められた場合、5年後の次回調査までに、調査員の説明なしでも適切に回答いた だける質問票を検討・作成し、次回調査からは、調査員への対面回答、調査票の返送、インターネット回答 を自由にお選びいただけるようにするのがよいのではないか。
- O ご高齢であることや家計の事情等で、インターネット経由でPCから回答することが難しい方も少なくないと考えられる一方、対面で世帯の経済事情等、基本的に他人に知られたくない情報を回答しなければならないことに対する心理的負担もあり、回答票の郵送やインターネットによる回答を希望なさる方もおられるだろう。

将来的には両方法の併設が最善だと考えられることから、それに向けて、今回調査で最初の検証に着手することが望ましいように思われる。

○ 対面調査であっても、ウタリの調査員とウタリでない調査員を選べるようにすることで、回答の心理的負担を軽減できる可能性がある。

ウタリだからかえって回答しづらいという方、和人だから回答しづらいという方のいずれもおられると考えられることから、これも選択できるようにすることが理想的だが、これについては人員確保や経費等の課題について検討する必要がある。

○ 事前調査において各市町村が把握できたアイヌ民族世帯数・人数については、第7回・第8回調査における大幅な減少にもっとも影響しているのは、個人情報保護法の制定・改正に伴う、市町村およびアイヌ民族関連団体等の自主規制なのではないかと考えられる。

しかし、今後については、「アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会」が実現されるほど、アイヌ民族だからといって、本来回答したくないことをわざわざ回答する必要はない、とお考えになる方が増える可能性もある。さらに、アイヌ世帯と道民世帯の生活保護受給率の格差が 1.2 倍まで縮小している現在、既存のアイヌ福祉対策に対するアイヌ民族の需要が減少している可能性もあって、回答しても自身の現

在のニーズに直接的に有効な対策につながらないなら、わざわざ回答する必要はないとお考えになる方も増えるかもしれない。

従来のアイヌ福祉対策のうち、道民世帯平均とアイヌ民族世帯平均との経済的格差の是正を目的としてきたものについては、格差の縮小に伴う需要の減少は決して悪いことはではないが、今後の本調査では、新たなニーズの把握も重要になろう。

- 今後、事前調査で把握できるアイヌ民族世帯数・人数を維持ないし増加させるためには、結局のところ、本調査に協力する意義を認識していただけるようなニーズの把握と、効果的な施策の具体化が重要になるが、 差し当たり、事前調査の結果がアイヌ民族の人口として誤解されたまま一人歩きし、さらにその数の減少が「アイヌ民族はもういない」といった誤った認識につながることを回避するには、
 - ① 道として各市町村に相当な働きかけを行う
 - ② 各市町村が把握できたアイヌ世帯数・人数の公表を見送る
 - ③ サンプル抽出に必要にして十分な数を把握できればそれでよしとするといった何らかの対策が必要になると考えられる。
- もっとも、上記②・③では、市町村がアイヌ民族世帯の把握に向けた努力を怠るようになることが懸念されることから、②・③の採否にかかわらず、①が重要であることはいうまでもない。
- 市町村が経るべき手続的要件を設けて明らかにすることで、形式的に市町村の取組の程度を把握できるようにしておくことが望まれ、そのためにも、各市町村広報誌、市町村内各町内会の回覧板等をとおした周知 徹底と、場合によってはその雛形の提供が有効だと思われる。
- 市町村が経るべき手続的要件の明示により、市町村のアイヌ民族世帯把握に向けた努力を維持できるとするならば、野崎委員のご指摘にあった、市町村別のアイヌ世帯・個人数「O」の表記を「把握できず」にすることでアイヌ民族がいない市町村があるという誤った印象を回避する、ということも可能と考えられる。
- O なお、道におかれても、北海道新聞等の道内紙や全国紙北海道版における広報、道公報をとおして周知徹底を図られることが望ましい。